

帰還困難区域（双葉町）で居住・勤務していた申立人について、原発事故後、勤務先の要請に応じて自主的避難等対象区域（いわき市）での勤務を始め、そこでの就労を続けながら、週末には家族の避難先である埼玉県に通うという生活を約2年間にわたり送っていたが、体力的、精神的に限界を感じて平成25年5月に勤務先を退職したことなどを考慮し、退職と原発事故との間の因果関係を認め、就労不能損害等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記記載の損害項目（下記期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

就労不能損害	382万9077円
期 間	
自 平成25年6月1日 至 平成26年2月末日	
避難費用（家族間移動費用）	28万6000円
期 間	
自 平成24年3月1日 至 平成24年5月末日	
弁護士費用	12万3453円
合計	423万8530円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目および期間についての和解金として、合計金423万8530円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠

償紛争解決センターに交付する。

平成26年8月21日

(仲介委員 永山在浩)